

第3回日野町議会臨時会会議録

令和3年5月17日

開会 9時05分

閉会 12時57分

1. 出席議員（13名）

1番	野 矢 貴 之	9番	谷 成 隆
2番	山 本 秀 喜	10番	中 西 佳 子
3番	高 橋 源三郎	11番	齋 藤 光 弘
4番	加 藤 和 幸	12番	西 澤 正 治
6番	後 藤 勇 樹	13番	池 元 法 子
7番	奥 平 英 雄	14番	杉 浦 和 人
8番	山 田 人 志		

2. 欠席、遅刻、途中退席および早退議員

な し

3. 会議録署名議員

2番	山 本 秀 喜	12番	西 澤 正 治
----	---------	-----	---------

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（18名）

町 長	堀 江 和 博	副 町 長	津 田 誠 司
教 育 長	安 田 寛 次	総務政策主監	安 田 尚 司
厚生主監	池 内 潔	産業建設主監	藤 澤 隆
教育次長	宇 田 達 夫	総務課長	澤 村 栄 治
税務課長	山 口 明 一	企画振興課長	正 木 博 之
住民課長	山 田 甚 吉	子ども支援課長	柴 田 和 英
長寿福祉課長	吉 澤 利 夫	商工観光課長	福 本 修 一
建設計画課長	高 井 晴 一 郎	上下水道課長	持 田 和 徳
生涯学習課長	吉 澤 増 穂	会計管理者	山 田 敏 之

5. 事務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	山 添 昭 男	総務課主任	森 島 美 徳
--------	---------	-------	---------

6. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 〃 2 会期決定について
- 〃 3 議第34号 専決処分について（日野町税条例および日野町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について）
- 〃 4 議第35号 工事請負契約について（町民会館わたむきホール虹外壁補修工事）
- 〃 5 議第36号 日野町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 〃 6 議第37号 日野町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 〃 7 選第 2号 常任委員の選任について
- 〃 8 選第 3号 議会運営委員の選任について
- 〃 9 議第38号 地方創生特別委員会の委員の定数の変更について
- 〃 10 選第 4号 地方創生特別委員会の委員の追加選任について
- 〃 11 議第39号 日野町議会基本条例の一部を改正する条例の制定について

会議の概要

－開会 9時05分－

議長（杉浦和人君） 皆さん、おはようございます。全員ご起立をお願いします。
一同礼。

－起立・礼－

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

開会前に皆様にお伝えをいたします。本臨時会は、新型コロナウイルスに係る感染予防および拡大防止の観点から、議員は議員席の間隔を空けて着席をいたしております。町当局の出席者におきましても、間隔を空けての着席をしていただいております。あわせて、全員マスクを着用し発言を行うとともに、飛沫拡散防止のため、発言席につい立てを設置いたしております。ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

これより、本日をもって招集されました令和3年日野町議会第3回臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

冒頭に申し上げましたが、新型コロナウイルスに係る感染予防、感染拡大防止のために、議席の一部を変更したいと思います。

お諮りいたします。ただいまご着席いただいておりますとおり、議席の一部を変更したいと思いますと思いますが、ご異議ございませんか。

－異議なし－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、議席の一部を変更することに決しました。
次に、町長より招集の挨拶があります。

町長。

町長（堀江和博君） 皆様、おはようございます。令和3年第3回臨時会開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、臨時会を招集させていただきましたところ、議員全員のご出席をいただき、誠にありがとうございます。議員の皆様方におかれましては、ご壮健にて議員活動にご精励をいただいておりますことに深く感謝と敬意を表す次第でございます。

さて、5月も半ばとなりましたが、昨日から梅雨入りしたとのことで、早くも雨の予報が続いております。昨年に引き続き、今年も新型コロナウイルス感染症の拡大は収まらず、日野祭をはじめ、多くの恒例行事やイベントが縮小、中止となりました。この間、新型コロナウイルス感染症については、変異ウイルスの拡大もあり、他府県では緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発出されている状況でございます。

日野町では、4月17日から新型コロナウイルスワクチンの供給量に応じて、日野町の高齢者施設の入居者に順次ワクチン接種を開始いたしました。4月末からは65歳以上の方へのワクチン接種事業が本格的にスタートし、90歳以上の方、85歳以上の方へと、順次ワクチンの供給量と1日の接種可能人数に応じてご案内を発送し、予約の受付、接種と着実に事業を進めております。本日からわたくしホール虹等を会場にワクチン接種を開始いたします。ワクチン接種は住民の皆様の命と暮らしを守る事業でございます。全庁挙げて取り組むことはもちろんのこと、町内医療機関の皆様や関係機関などと緊密に連携をして、着実にワクチン接種事業を進めてまいりたいと考えております。

さて、本臨時会に提案いたします議案は、専決処分1件、工事請負契約1件、条例の一部改正1件でございます。各議案につきまして十分ご審議をいただき、適切なご採択を賜りますようお願い申し上げます。開会のご挨拶とさせていただきます。

議長（杉浦和人君） これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元へ印刷配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本会期の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、2番、山本秀喜君、12番、西澤正治君を指名いたします。

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、よって、本臨時会の会期は本日1日と決しました。

ここで、議事に入ります前に議会人事に係る報告を行います。閉会中に予算特別委員会および議会改革特別委員会がそれぞれ開催され、その結果について議長のもとに報告がありました。

5月7日に予算特別委員会が開催されました。5月7日付をもって中西佳子委員長が高橋源三郎副委員長に委員長の辞任願を提出され、これを承認されました。続いて、委員長の互選が行われ、山田人志委員が新たに委員長に就任されました。

次に、同じく5月7日に議会改革特別委員会が開催されました。4月30日付をもって山田人志委員長が奥平英雄副委員長に委員長の辞任願を提出され、これを承認されました。続いて、委員長の互選が行われ、野矢貴之委員が新たに委員長に就任されました。

以上で議会人事に係る報告を終わります。

日程第3 議第34号から日程第5 議第36号まで、専決処分について（日野町税条例および日野町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について）ほか2件を一括議題とし、町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（堀江和博君） それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

日程第3 議第34号、専決処分について（日野町税条例および日野町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について）。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が本年3月31日に公布されたことに伴い、日野町税条例および日野町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分を同日付で行ったものでございます。

今回の主な改正は、固定資産税の負担調整措置の仕組みの継続、軽自動車税（環境性能割）の税率区分の見直しのほか、所要の規定を整備するものでございます。ご承認のほどよろしくお願いいたします。

日程第4 議第35号、工事請負契約について（町民会館わたむきホール虹外壁補修工事）。

本案は、町民会館わたむきホール虹外壁補修工事を実施するため、同工事の入札を去る5月10日、12者による指名競争入札を行い、6,072万円をもって株式会社奥田工務店 代表取締役 北川昭市が落札したので、工事請負契約を締結しようとするものです。工事の内容は別添の参考資料のとおりで、工期は令和3年12月28日となっています。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

日程第5 議第36号、日野町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

本案は、国において書面、押印、対面に基づく行政手続の見直しが行われていることから、固定資産評価審査委員会においても押印の見直しを行われ、固定資産台帳に登録された価格に対する審査申出書等への押印を廃止するとともに、所要の文言整理を行うため提案するものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（杉浦和人君） 以上で提案理由の説明を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。なお、休憩中に議員全員協議会を開催いたしますので、議員の皆様におかれましては第2委員会室にお集まりをお願いいたします。それでは暫時休憩いたします。

－休憩 9時13分－

－再開 9時45分－

議長（杉浦和人君） それでは再開いたします。休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第3 議第34号から日程第5 議第36号まで、専決処分について（日野町税

条例および日野町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について)ほか2件についてを一括議題とし、各案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

11番、齋藤光弘君。

11番(齋藤光弘君) それでは、私のほうから1件質疑をさせていただきます。議第34号、専決処分について(日野町税条例および日野町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について)について、質疑をいたします。

この条例改正については、新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、令和3年度に限り負担調整措置により課税標準額が増加する土地については前年度の課税標準額に据え置く措置を講じるというものであります。

そこで、お伺いをいたします。日野町における商業地および住宅地、農地の評価の基準となる公示価格は低下しているように思うわけですが、日野町における公示価格の推移というのは、今どういう状況にあるのか教えていただきたいと思えます。

そして、地価の下落により課税が減る場合には引下げ課税となるというふうに思うんですが、その辺を確認させていただきたいと思えます。そして、その場合の令和4年度以降、令和5年と、その辺の同じ課税価格になるのかどうか。

それと、先ほど説明をいただいた中では275筆が上がるということで、固定資産税の税収が85万4,000円減になるというふうにお伺いをいたしました。ということによりますと、やはり275筆ということをかなり少ない数だというふうに思いますので、その辺の、そこの上がったところが対象になってくると思うんですけど、そこは商業地なり中心部分になると。周辺のほとんどのところは下がっている状況にあるものだというふうに思うんですけど、この辺のご説明をお願いしたいというふうに思えます。

以上でございます。

議長(杉浦和人君) 11番、齋藤光弘君の質問に対する当局の答弁を求めます。

税務課長。

税務課長(山口明一君) ただいま齋藤議員さんのほうからご質問をいただきました。今回の税制改正、専決処分に伴います固定資産税の部分でございます。議員のほうからもお話がありましたように、令和3年度につきましては新型コロナウイルス感染症によりまして社会経済活動や国民生活全般を取り巻く影響が大きく変化するというような中で、納税者の負担感を配慮する観点から、令和3年度に限り負担調整措置により、税額が増加する土地につきまして、前年度の課税標準に据え置くという特別な措置というようなことでございますので、まず先ほど何点かご質問いた

だいた中の令和4年度、5年度につきましては従来の形に戻るということで、令和3年度に限りこういう措置が取られるというようなものでございます。

それから、地価公示につきましては、当然議員のほうからもお話がありましたように、年々地価は下がる一方ということで、なかなか日野町については上昇するような要因の場所はないという中で、これは少し以前にもお話しさせてもらったかもわかりませんが、上がるとすれば、何か新しい土地が開発されて、それによって何らかの影響があり上昇するというふうなことで、恐らく今の西大路の定住団地、あの辺りは造成によって少し上昇するのではないだろうかというように考えておりますけれども、そういうような開発等がない場合は本当に下がる一方ということでございまして、今回の負担調整で、先ほど申しました件数、275件、85万円ほどなんですけれども、これについては商業地、具体的には平和堂さんあたりの近辺のところは負担調整が比較的にかかっている、上昇を緩やかにするという制度がああ辺りは少しかかってくるというようなところではございまして、周辺地域につきましてはそういうところはなかなか、上がるというようなところは存在しないというようなことでございます。ただ、それをどの部分がどうかという具体的な数字を拾うのがなかなか難しいところでございますので、ちょっと具体的な数字、金額まではご容赦いただきたいというように思うところでございます。

それから、低下をしているところについてはどうかというところでございまして、当然上昇のところは令和3年度は令和2年度に据え置くというところですが、下落したところについては従来どおり、下落は下落ということで、下がるほうは従来どおりの対応というようなことになるでございまして。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） 理解させていただきました。ありがとうございます。

議長（杉浦和人君） ほかに質疑ございませんか。

6番、後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） おはようございます。それでは、私のほうからは1点だけお尋ねさせていただきたいと思っております。

議第34号の中からでございますけれども、第80条の4に関わるものについてお尋ねしたいと思っております。軽自動車税の税率について、その基準を追加するという件についてでございますけれども、これを追加することに対しては、私は別に異論ございませんけれども、ちょっと教えていただきたいと思うことがございまして、そもそも環境性能割というのはCO2削減、こういったものを目的として設けられているわけでございますけれども、これを令和3年3月31日からまた12月まで延長するというところでございますけれども、それはそれでよいと思っております。ただ、こ

うして環境性能割を行いますと、片や型式の古い、長いこと製造されてから経っている車を手入れされながら、メンテナンスしながら大切に十何年と乗っていらっしゃる方もいらっしゃるわけですし、こちらは逆に税金が上がっているわけです。そういうことを考えると、私、このグリーン化特例ですか、こういったものに対して手放して、正直に言うとは個人的には賛成しているわけではないわけなんですけれども、昨年でございますと210件ほどこれが適用されまして、380万円ほどの減収になったというふうに全協のほうでご説明いただいたわけなんですけれども、そもそもこれは、先ほどお話ししたようにCO2削減が目的になっているわけなんですけれども、それによって、日野町においては逆に本来の目的であるCO2はどれぐらい削減されているのかということをお尋ねしたいと思います。CO2削減というのは製造段階から考えますと、日本では原発が今、止まっている状態ですので、火力発電所が中心ですので、製造段階でそういったものを使いますと、火力発電によって大分CO2が出ているんじゃないかと思っておりますので、そういったことをちょっとのけまして、排出ガスでございますと、これをしたことによって1年間でどれぐらいCO2削減に至ったのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（杉浦和人君） ただいまの質問、税務課長、答弁できますか、CO2の関係。ちょっと暫時休憩します。

－休憩 9時55分－

－再開 9時58分－

議長（杉浦和人君） それでは再開いたします。

税務課長。

税務課長（山口明一君） ただいま後藤議員さんのほうからご質問いただきました軽自動車税の今回の税制改正に伴いますCO2の削減というようなところのご質問でございますけれども、なかなか具体的な数字でお示しするというのは難しいところがございまして、そもそも今回の環境性能割、第80条の4というところの制度につきまして、なかなか先ほどご説明させていただいた中でもご理解いただくのが少し難しいかなというようなところがございまして、もう一度整理をさせていただきたいというふうに思うんですが、軽自動車税につきましては、現在環境性能割という、消費税の導入に伴いまして新たな制度が始まったというところの部分と、それから従来からあります種別割というふうなところの部分がございまして、環境性能割といいますのは、名前から想定しますと環境に配慮したというように読み取れるんですけれども、これは自動車を購入する、取得するときの税金を環境性能割というように呼んでいるものでございまして、それから、種別割といいますのは、こちらは従来からの軽自動車、自動車を保有するというものに対して課税をさせていただいているというものです。ですから、環境性能割は買ったときのその時点、

1年間、最初の1回しか課税はございませんし、種別割については、持っておられる間は毎年毎年、軽自動車でしたら4月1日現在に保有されている方に課税をさせていただきますというようなものでございます。

それで、第80条の4の環境性能割につきましては、こちらも条例改正のときにはご説明をさせていただいているんですが、当分の間、県が徴収するというふうな形になっておりまして、実際に県で徴収されたものが町のほうへ台数と、それから金額が送られてくる、情報が来るというふうなところでございますので、なかなかその中身を検証するというデータが町のほうには現在のところはございませんので、難しいというような状況でございます。

それから、種別割につきましては、こちらは主体的に町のほうが課税をしておるところというような状況でございますが、この部分につきましては今年度、令和3年度のグリーン化特例についての内訳をご説明させていただきますと、4輪の乗用の自家用でグリーン化特例が50%軽減できているものは30台、4輪乗用の自家用の25%軽減できているものが197台、それから4輪の貨物の自家用、これが25%軽減できているものが6台ということで、あと75%軽減というのがあるんですが、これは主に電気自動車関係になりますが、これは令和3年度につきましては日野町では該当なしというような状況でございますので、当然、13年経過しますと、重課ということで税率は上がって、環境によくないという形で、新しい環境性能のいい車に乗換えをとということの、そういうような部分も含めて税制的にはこのような制度になっているというようには理解をしておるんですけども、CO2の具体的な数字がどこまでというのは、なかなかちょっと税務課のほうでは把握をさせていただくまでには至らないというようなところではございますが、課税の対象となっております現在の日野町の軽自動車の台数については、今のような内訳ということでご理解いただくとありがたいと思います。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） 今、税務課長がおっしゃったことは、新車で軽自動車をご購入された方だったら、大体税の区分であるとか車種区分、そういったことはご存じではないかと思っておりますけれども、ただ、消費税の導入、あるいは消費税の率アップ、こういったものに付随してこういった制度があるということは、多くの人は知っていらっしゃると思いますけれども、ニュースでも報道されておりますので、繰り返し。ただ、その見返りとして、その代わりに環境にいいものをとということでございますので、そうすると、これはやっぱり目的は環境保全ということであるというふうに思いますし、だからこういう名前が税制にもついているわけでございます。片や、それと対比してというのはおかしいかもしれませんが、長いこと車に乗っている人はやっぱり環境にいい車に買い替えましょうということを進め

ているわけですから、だから十何年乗ると上がっていくわけですので、それを負担している人が片やいるということは、これによってどれだけCO2削減の効果が出たんだということもやっぱり示すべきだと思うんです。痛みを感じていらっしゃる方もいらっしゃるわけですから。その辺を県がしていようが町がしていようがきちんと示して、皆さんの負担のおかげでグリーン化特例、あるいはこういった軽減税率を適用された方によってこれだけのCO2排出が少なくなりましたよというのをぜひ示していただきたいというふうに、県がやっていなくても日野町は示していただきたいなというふうに思いますので、これはお願いでございますけれども、ぜひよろしく願いいたします。

以上です。

議長（杉浦和人君） ほかに質疑ございませんか。

7番、奥平英雄君。

7番（奥平英雄君） 私のほうからは議第35号、工事請負契約について（町民会館わたむきホール虹外壁補修工事）についてお聞きしたいと思います。

1番目なんですけれども、ちょっと先ほど説明の中で小さい字と言われたんですけど、本当にちょっと分からないんですけれども、お聞きしたいんですけど、足場を組まれて外壁を直されると思うんですけど、これをちょっと見ると、屋根の面に関しては参考と書いてあると思うんですけども、屋根のほうは一切なぶらないのかちょっとお聞きしたいのと、それと、先ほど大道具の出し入れされるところの軒天も直されるということで、追加ということでお聞きしたんですけど、軒天、あれば全部外してしまって、またどういう施工をされるのかお聞きしたいと思います。お願いします。

議長（杉浦和人君） 7番、奥平英雄君の質問に対する当局の答弁を求めます。

生涯学習課長。

生涯学習課長（吉澤増穂君） ただいま奥平議員より2点ご質問を頂戴いたしました。

今回の工事請負契約（町民会館わたむきホール虹外壁補修工事）におきましては、ホールの外壁につきまして長寿命化計画策定時の健全度調査におきましてタイルの浮きが広範囲に確認され、剥落による来館者への被害のおそれがあったので、安全面の確保のため外壁面の補修工事を行わせていただこうと予定しておるものでございます。

議員ご質問いただきました足場につきましては、建物の中庭部分を含む壁面全体に枠組足場を設置いたしまして、今回の工事を施工するものでございます。屋根面について、屋根についての部分はどうかというご質問でございますけれども、今回の施工箇所につきまして、屋根面については補修箇所になってございませんので、今回の中では対象とさせていただきます。このことにつきましては、

長寿命化計画の健全度調査の中で屋根面については一定の現時点での耐久度、まだございますので、その部分については対象にさせていただいていないというところがございます。

続きまして、2点目の大道具搬入口の軒天の改修工事について、今回附帯的な工事の1つとして予定をしております、現在、大道具搬入口の軒天はケイカル板を全面に張らせていただいておりますけれども、老朽化という中で、この部分についても落下しないようにということで、このケイカル板について全面張替を予定させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

議長（杉浦和人君） 奥平英雄君。

7番（奥平英雄君） ありがとうございます。今、屋根に関してはまだ大丈夫という話だったんですけど、普通足場がされたら、外壁もそうなんですけど、外に面した部分なので、次回というとまた足場代がかかると私、個人的に思うんですけども、また足場のお金が町に関してまたかかるのかなと私は思うんですけど、この際だったら普通に高圧洗浄をし塗装するなりされたらどうかなと私は思うんですけども、また後、すぐにこの時期が来るのと違うかなと、ホールについても25年以上経っていると思うんですけども、この辺、ちょっと考えていただけたらなと思うんですけども。大道具につきましてはまたケイカル板、同じやつをまた張られるということですね。分かりました。この辺もうちょっと、要らんお金ではないんですが、無駄なお金を使わなあかんというようなものやったら、今一緒に、一斉にさせていただけたらなと思います。

それと、僕、毎回言っているんですけど、地盤です。地盤沈下のあちらも長寿命化計画の中に入れていただいて、早目に直していただけたらなと。大体、クラックというのは下から来て上に上がりよるような現象が起きるので、上を直してもまた下から突き上げてくるのではないかなと私個人的には思うんですけども、この辺、また考えていただいて進行していきたいなと思っていますので、よろしく願いします。終わります。

議長（杉浦和人君） ほかに質疑ございませんか。

2番、山本秀喜君。

2番（山本秀喜君） 私のほうからも議第35号、工事請負契約について2点質問させていただきます。

先ほど、全員協議会で入札状況のお話を聞かせていただきました。5月10日に12者による指名競争入札をされたということで、株式会社奥田工務店さんが落札されました。それで契約したいということであります。私もちよくちよくホームページでこの入札状況を見させていただきますけれども、一度議会でもこの入札状況を公開といいますか、次点との差がどうだったのか、適正に入札ができているかどうかと

いうことを公表していただきたい、まずそれが1点。

2点目は、今回の補修工事によって、長寿命化計画として、耐久性として何年延びると、長寿命化として何年延びると見ているのか、その点を教えていただきたいと思います。その2点です。

議長（杉浦和人君） 2番、山本秀喜君の質問に対する当局の答弁を求めます。

総務課長。

総務課長（澤村栄治君） ただいま議第35号、工事請負契約に係る部分で、入札の状況についての公表ということでご質問をいただきました。入札の情報につきましては、議員ご質問の中でいただきましたようにホームページで公表しております。町として公表できる部分についてはホームページで公表している範囲というように認識しておりますので、入札結果についてどういう形で議員さんのほうに公表していくのか、その辺もまたご相談の中で検討したいなと思っております。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（吉澤増穂君） ただいま山本議員から長寿命化計画についてということでご質問を頂戴いたしました。このことにつきましては、町のほかの施設も含めて長寿命化計画を数年前から立てさせていただきまして、今後の施設をどのようにしていくかということの検討をさせていただいているというところでございまして、わたむきホールにつきましては、当初の建築自体におきましては40年をめどにというふうなことで建築をされたと、ほかの施設についてもおおむねそのような状況かなと思っておりますけれども、今回についてはある程度、それより先の時点で大規模な長寿命化のための改修を行って、その施設の維持の部分を高めた中で目標使用年数を80年に延ばすと、こういう計画の中で改修などを進めていこうと、このようにしておるものでございますので、よろしく願いいたします。

議長（杉浦和人君） ほかに質疑ございませんか。

1番、野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） 私から議第34号、固定資産の関連について質問をさせていただきます。

コスモス・ラーラの周辺に係る固定資産税の推移のイメージについてお聞きしたいんですけども、といいますのは、先ほど地価の変動がということで開発の部分がというようなお話もあったかと思うんですけども、実際に私が近隣の住民さんから2通りのお話を伺ったことがありまして、1つは開発された周りの固定資産税がえらい上がるから気つけやと言われたのと、もう1つはそんなもん全然上がるわけないかなという方のご意見とありまして、そういうふうなことも踏まえまして、もし今後変動が起きるのであればそのイメージを教えていただきたいということと、それに伴う周知の状況というか、周りの方はその状況をご存じなのか、ご存じになる

方法があったのか、これからあるのかというところをお聞きしたいです。

議長（杉浦和人君） 1番、野矢貴之君の質問に対する当局の答弁を求めます。

税務課長。

税務課長（山口明一君） ただいま野矢議員さんのほうからご質問をいただきました。

税制改正に伴います固定資産税の関係で、西大路の定住団地の部分ということでございます。現在は、固定資産税の土地の評価につきましては、各集落におおむね1か所ずつ評価ポイントを設けまして、それを路線に落として路線価ということで、その土地の隣接する道路から価格を出してくるというような形でございます。

当然、今の現在のところはまだ開発途中ということで、具体的な数値というところにつきましては、現在は明確なところがない。実際に開発がされて運用と申しますか、売買が始まった段階で、状況を見ながら、そのところに新たに団地のどこかに標準的なところで評価点を設けさせていただいて、そこで新たな評価をしていくというような形になろうかというように思いますので、当然、その評価についてはその団地を評価するというようなエリアを想定するということですので、その周辺については従来どおりの評価になろうかなというように思います。ですから、その周辺も上がるというようなことはないというように考えておりますし、その団地のところについては今後の評価の結果によって推移していくというところですので、今現在どの程度かというのはなかなか難しいところではあるかなというように思うところでございます。その方々についてどの程度情報が公開をされているのかというのは、すいません、ちょっと固定資産税のほうは、なかなかその開発については今まで直接的にも、間接的にもあまり関係を持ってきておりませんでしたので、どういうふうなところでどういうふうな話をされているというのは承知をしていないんですけれども、実際の評価をさせていただき、実際にそこを住宅地として評価させていただき段階に来ましたら、当然、固定資産については3年に1回の評価替え、それから半年ごとの時点修正というふうなところもございまして、縦覧期間、閲覧期間というふうなところもございまして、その対象の方々については、内容の確認をいただきましたら、ご自身のところについてはこの程度であるというふうなところでご説明させていただけるだろうというように考えてございます。

以上でございます。

議長（杉浦和人君） ほかに質疑はありませんか。

— な し —

議長（杉浦和人君） ないようでありますので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。日程第4 議第35号から日程第5 議第36号まで、工事請負契約について（町民会館わたむきホール虹外壁補修工事）ほか1件については委員会付託を省略し、討論を行い、採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

－異 議 な し－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、これより討論に入ります。

日程第3 議第34号から日程第5 議第36号まで、専決処分について（日野町税条例および日野町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について）ほか2件について、討論はありませんか。

－な し－

議長（杉浦和人君） ないようでありますので、討論を終わります。

これより、採決いたします。議第34号、専決処分について（日野町税条例および日野町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について）、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

－起 立 全 員－

議長（杉浦和人君） ご着席ください。

起立全員であります。よって、議第34号、専決処分について（日野町税条例および日野町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について）を原案のとおり承認することに決しました。

お諮りいたします。議第35号から議第36号まで、工事請負契約について（町民会館わたむきホール虹外壁補修工事）ほか1件については、別に反対討論がありませんので、一括採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

－異 議 な し－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、一括採決いたします。

議第35号から議第36号まで、工事請負契約について（町民会館わたむきホール虹外壁補修工事）ほか1件については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

－起 立 全 員－

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

起立全員であります。よって、議第35号から議第36号まで、工事請負契約について（町民会館わたむきホール虹外壁補修工事）ほか1件については、原案可決と決しました。

ここで暫時休憩いたします。そのままお待ちください。

－休憩 10時20分－

議長（杉浦和人君） それでは再開いたします。

議第37号、日野町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者より、提案理由の説明を求めます。

6番、後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） それでは、私から提案理由の説明をさせていただきたいと思えます。日野町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。日程第6 議第37号、日野町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては、新たに議会広報常任委員会を設置するために、条例の一部改正を行おうとするものでございます。現在の議会広報特別委員会は、第16期議員により、平成30年3月定例会におきまして、新たに発行する議会広報誌「日野町議会だより」の円滑な編集作業を行うことを目的に設置されました。第17期議員におきましても引き続き継続して議会広報特別委員会を設置いたしまして、今日まで延べ14回広報誌を発行してまいりました。議会広報誌を通じまして、幅広い年齢層の町民の皆さんからお声かけをいただいております、議会を身近に感じ取ってもらえる機会ともなりました。今日までの議会広報の取組により果たしてきた役割を基盤に、議会と町政に対する町民の皆さんの関心をさらに高めるために、議会だよりのみならず多様な手段の活用を行いまして、議会広報の充実を図っていくことが何よりも大切であると感じております。私たちが取り組んでいる議会改革の一環でもございます。そのようなことから、議会広報特別委員会を廃止いたしまして、議会広報常任委員会に移行しようとするものでございます。議員各位のご理解とご賛同を賜りますよう何とぞお願いを申し上げます。

以上でございます。

議長（杉浦和人君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

－な し－

議長（杉浦和人君） ないようでありますので質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

－異議なし－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

－な し－

議長（杉浦和人君） ないようでありますので、討論を終わります。

これより採決いたします。

議第37号、日野町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

－起立全員－

議長（杉浦和人君） ご着席ください。

起立全員であります。よって、議第37号、日野町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決しました。

日程第7 選第2号、常任委員の選任についてを議題といたします。

日野町議会委員会条例第3条第1項の規定により、総務常任委員会、産業建設常任委員会、厚生常任委員会の委員の任期は5月14日で満了となりました。よって、各委員の改選を行うため、常任委員の選任を行います。あわせて、ただいま可決いただきました議会広報常任委員会の委員の選任も行います。

お諮りいたします。常任委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により、お手元へ配付の名簿のとおり指名いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

－異議なし－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、お手元へ配付の名簿のとおり選任することに決しました。

ただいま指名いたしました各常任委員会の委員長、副委員長につきましては、委員会条例第7条第2項の規定により、各常任委員会において互選の上、議長まで報告をお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。

－休憩 10時26分－

－再開 12時05分－

議長（杉浦和人君） それでは再開いたします。休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、税務課長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。税務課長。

税務課長（山口明一君） 先ほど、野矢議員のほうから質疑をいただきました西大路定住団地コスモス・ラーラの件の固定資産の関係でございます。先ほどの答弁で、一部誤解を招くような回答がございましたので、改めて答弁をさせていただきたいというように思います。

周辺地域について、固定資産の税額は値上がり等の関係はどうかというような部分につきまして、私のほうから影響はないというような形で答弁をさせていただ

たところでございますけれども、その団地自体に影響を受けるということではございませんけれども、その工事に伴いまして周辺道路が拡張になるというような部分については、当然その部分に限らず、日野町どこでも同じような条件ですけれども、道路の拡幅等、条件が変われば、それに伴ってその部分は税額、評価が上がるというような状況がございますので、当然、西大路団地の周辺の道路の整備の状況によって、そこに隣接する土地に関しましては若干の影響を受けるというようにご理解をいただいたらいいかなというように思うところでございます。

ちなみに、具体的な日程等の話をさせていただきますと、今回の令和3年度の評価替えについては令和2年1月1日現在基準で算定をさせていただいて、次回は令和5年1月1日の基準で評価をさせていただいて、それを令和6年の評価替えで反映させていただくということでございますので、新しい団地の部分に関しましても周辺の影響、道路の拡幅、拡張によって、整備によって影響を受ける部分についても、令和6年度の評価替えから関係をしていく、影響があるというようなことでございます。よろしく願いいたします。

議長（杉浦和人君） それでは、休憩中に各常任委員会が開かれ、互選の結果、総務常任委員長に6番、後藤勇樹君、副委員長に1番、野矢貴之君。

産業建設常任委員長に10番、中西佳子君、副委員長に4番、加藤和幸君。

厚生常任委員長に13番、池元法子君、副委員長に3番、高橋源三郎君。

議会広報常任委員長に3番、高橋源三郎君、副委員長に2番、山本秀喜君に、それぞれ決定した旨の報告がありました。

次に、日程第8 選第3号、議会運営委員の選任についてを議題といたします。

日野町議会委員会条例第4条第3項の規定により、議会運営委員の任期が5月14日に満了となりました。よって、委員の改選を行うため、議会運営委員の選任を行い、議会運営委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により、お手元へ配付の名簿のとおり指名いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

－異 議 な し－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、お手元へ配付の名簿のとおり選任することと決しました。

議会運営委員会の委員長、副委員長につきましては、委員会条例第7条第2項の規定により、委員会において互選の上、議長まで報告されるようお願いいたします。

日程第9 議第38号、地方創生特別委員会の委員の定数の変更についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

13番、池元法子君。

13番（池元法子君） それでは、地方創生特別委員会の委員の定数の変更について、

私、池元より提案説明をさせていただきます。

日程第9 議第38号、地方創生特別委員会の委員の定数の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては、現在7人としている委員の定数を5人追加し、12人とするものでございます。地方創生特別委員会は、人口減少問題や地域経済対策の課題解決に向け、地方創生の取組について議会で集中的な議論や研究を進めていくことが重要であるとの観点から、令和元年5月臨時会で第17期議員により設置した特別委員会であります。今日まで日野町くらし安心ひとづくり総合戦略に基づく各種施策の取組状況や幹線道路、企業誘致の状況、西大路定住宅地整備事業の進捗状況など、継続して調査研究を行ってまいりました。

このような中、令和3年3月定例会で、令和3年から10年間を目標とした第6次日野町総合計画の基本構想・基本計画を議員全員賛成で可決をいたしました。日野町の目指すべき将来像として掲げられた「時代の変化に対応し 誰もが輝き ともに創るまち 日野」の実現に向け、議会も結束して取組を進めていかなければなりません。地方創生特別委員会は、まさにそのような役割を担った特別委員会であり、委員の数を議長を除く12人とし、充実強化を図ろうとするものでございます。議員各位のご理解とご賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（杉浦和人君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

— な し —

議長（杉浦和人君） ないようでありますので質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

— な し —

議長（杉浦和人君） ないようでありますので、討論を終わります。

これより採決いたします。議第38号、地方創生特別委員会の委員の定数の変更について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

— 起 立 全 員 —

議長（杉浦和人君） ご着席ください。

起立全員であります。よって、議第38号、地方創生特別委員会の委員の定数の変更については原案のとおり可決することに決しました。

日程第10 選第4号、地方創生特別委員会の委員の追加選任についてを議題といたします。

地方創生特別委員会の定数については、ただいま可決いただきましたことにより定数が12名となりました。ついては、新たに5名の追加選任を行います。

お諮りいたします。地方創生特別委員会の委員の追加選任については、委員会条例第6条第4項の規定により、お手元へ配付の名簿のとおり指名いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

－異 議 な し－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、お手元へ配付の名簿のとおり選任することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。休憩中に議会運営委員会を開催していただき、委員長および副委員長の互選をお願いし、議長まで報告をお願いいたします。

－休憩 12時13分－

－再開 12時48分－

議長（杉浦和人君） それでは再開いたします。休憩前に引き続き、会議を開きます。

議会運営委員会から委員長および副委員長の報告がありましたので、報告いたします。

議会運営委員会の委員長には8番、山田人志君、副委員長には11番、齋藤光弘君が決定した旨の報告がありました。

あわせて、休憩中に地方創生特別委員会が開催されました。本日付で池元法子委員長が野矢貴之副委員長に委員長の辞任願を提出され、これが承認されました。このことにより委員長の互選が行われ、2番、山本秀喜委員が新たな委員長に就任された旨の報告がありました。

日程第11 議第39号、日野町議会基本条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

8番、山田人志君。

8番（山田人志君） それでは、議第39号、日野町議会基本条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を私のほうから説明させていただきます。

日野町議会では、今期、議会改革特別委員会を設置しまして、その中で議会の業務継続計画、いわゆる議会BCPの策定に向けた調査研究を継続的に行ってまいりました。このたび、その案がまとめられまして、去る5月7日の議員全員協議会でその計画の内容について皆さん総意でご決定いただきました。それに先立つ3月の特別委員会の際に、他県の例ではあるんですが、議会のBCPの根拠となるような条文が議会基本条例にうたわれているという参考資料が出されまして、日野町議会

でもそのように、その根拠を議会基本条例でうたっておくべきではないかという多数の方のご意見をいただきましたので、今回、日野町議会基本条例を一部改正して、BCPの根拠条例を挿入させていただきたいということで提案させていただくものでございます。

具体的には、お手元配付の新旧対照表の2ページ目ですが、ご覧いただきまして、日野町議会基本条例新旧対照表の右側の改正案ですが、第6章に議会および議会事務局の体制整備という章立てがございまして。その中に第13条として災害時の対応という条文を挿入させていただきたいというのが1つです。朗読させていただきますと、「第13条、議会は、災害時においても議事機関としての機能を的確に維持できるように努めるものとする。」、第2項として「災害時の議会の対応については、日野町議会業務継続計画で定める。」ということですが。

それともう1点、この際、議会が広報を発行するその根拠条文も挿入させていただきたいということも考えております。それが続く第14条でして、すなわち議会広報の充実ということで、「議会は、議会と町政に対する町民の関心を高めるため、多様な手段を活用することにより、議会活動に関する広報の充実に努めるものとする。」という条文を挿入させていただきたい。これにつきましては、日野町議会基本条例が当初策定される際に1つの案としてあったものだそうですが、当時は日野町議会は当面、議会の広報を発行しないというようなことがあって見送られたという条文だそうです。それが、もう既にご承知のように日野町議会では議会だよりを継続して発行しておりますし、しかもこの臨時会におきまして、これまでの特別委員会であった議会広報特別委員会が常任委員会という形で組織替えをしていただきまして、このタイミングで改めて議会広報をするということの根拠条例を基本条例の中にうたいたいという提案でございまして。あわせて、この2つの改正案をお願いしたいということでございまして。

なお、お手元に日野町議会の業務継続計画（BCP）も配付しております。こちらのほうについて内容的にこの議会で決議をいただくということにはございませんが、内容をぜひお目通しいただきますとともに、この日野町議会のBCPは恐らく県内では初めてだと思うんですが、大災害等、万が一があったときのために対策会議を設置して議会の継続を判断するということまで踏み込んだ内容のBCPになっておりますので、そのことを申し添えたいというふうに思います。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いします。

議長（杉浦和人君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

— な し —

議長（杉浦和人君） ないようでありますので質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

－異議なし－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

－なし－

議長（杉浦和人君） ないようでありますので、討論を終わります。

これより採決いたします。議第39号、日野町議会基本条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

－起立全員－

議長（杉浦和人君） ご着席ください。

起立全員であります。よって、議第39号、日野町議会基本条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決することに決しました。

お諮りいたします。3月定例会でご承認いただきました議員派遣につきましては、改選に伴い、派遣議員を変更することとし、緊急を要する場合においては議長において決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

－異議なし－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、派遣についてはそのように決しました。

なお、派遣された議員は派遣結果の報告を議長までお願いいたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして令和3年第3回臨時会を閉会いたします。

町長挨拶。

町長（堀江和博君） 閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方には、本日の臨時議会の議案9件につきまして慎重なご審議を賜り、提案どおり可決、ご承認いただきましたことに厚く御礼を申し上げます。また、本議会では各常任委員、議会運営委員の選任など新たな議会体制を確立いただきました。今後の議員各位のご活躍を期待いたしますとともに、適切な議会運営にご尽力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

現在、地方自治体をめぐる状況は大変厳しいものがございますが、第6次日野町総合計画で掲げておりますまちの目指すべき将来像「時代の変化に対応し だれもが輝き ともに創るまち 日野」の実現に向けて、皆様とともに町政を進めてまいりたいと考えております。

また、今後、新型コロナウイルス感染症対策はもちろんのこと、収束後を見据えて持続可能な活力あるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。議員各位

のご支援とご協力をよろしくお願いいたします。

最後になりますが、議員各位におかれましては公私ともご多用のことと存じますが、健康には十分ご留意をいただきまして、議員活動はもちろんのこと、各方面でのご活躍を心からご期待申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（杉浦和人君） これをもって閉会いたします。

一同起立、礼。

— 起 立 ・ 礼 —

議長（杉浦和人君） ご苦労さまでした。

— 閉会 12時57分 —

地方自治法第123条の規定により署名する。

日野町議会議長 杉浦 和人

署名議員 山本 秀喜

署名議員 西澤 正治